

尾張東部衛生組合告示第10号

尾張東部衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年尾張東部衛生組合条例第2号）第5条の定めるところにより、平成30年度における人事行政の運営の状況等を次のとおり公表する。

令和元年12月26日

尾張東部衛生組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職種	H30.4.1 現在	増員数	減員数	H31.4.1 現在
一般事務・技術職	10	0	0	10
技能労務職	20	0	0	20
合計	30	0	0	30

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成30年度決算	報酬	942,075円
	給料	126,166,437円
	職員手当等	104,737,054円
	共済費	46,276,314円
	合計	278,121,880円

(2) 期末・勤勉手当の状況（平成30年4月1日現在）

	期末手当	勤勉手当
6月期	1. 225月分	0. 900月分
12月期	1. 375月分	0. 950月分
計	2. 600月分	1. 850月分

*職制上、職務の級などによる加算措置あり。

(3) 特殊勤務手当の状況（平成30年4月1日現在）

特殊勤務手当の種類	支給額
廃棄物処理業務手当	日額 700円
焼却施設内部清掃業務手当	日額 2,200円
公害防止等業務手当	日額 100円
ボイラー・タービン主任技術者業務手当	日額 100円

電気主任技術者業務手当		日額	100円
夜間特殊業務手当 瀬戸市職員の勤務時間、 休暇等に関する条例第 4条の例により勤務時 間が定められた職員が 行う業務（暦日を異に勤 務時間が割り振られて いる連続勤務に限る。）	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は国 民の祝日に関する法律に規定する休日 （以下「休日」という。）でない場合	1回	600円
	勤務日のいずれかが土曜日、日曜日又は 休日である場合	1回	1,100円
	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休 日である場合	1回	1,600円
緊急呼出手当		1回	500円

(4) その他諸手当一覧（平成30年4月1日現在）

手当の名称	内 容		
扶養手当（支 給月額）	配偶者	6,500円	
	子	10,000円	
	父母等	6,500円	
	扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	5,000円加算	
地域手当（支 給月額）	給料、管理職手当、扶養手当の合計額の6%		
住居手当（支 給月額）	持家居住者	支給しない	
	借家居住者	家賃12,000円以下	支給しない
		家賃23,000円以下	家賃-12,000円
		家賃23,000円を超え、55,000円未満 （（家賃-23,000円）/2）+11,000円	
	最高支給額	27,000円	
通勤手当（支 給月額）	通勤距離が片道 2km未満の者	支給しない	
	通勤距離が 片道2km以 上の者	交通機関利用者 1ヶ月当たりの運賃相当額55,000円以下 6ヶ月定期券相当額を半年毎に支給 1ヶ月当たりの運賃相当額55,000円以上 55,000円×6か月=330,000円 （最高支給限度額）を半年毎に支給	

		交通機関利用者以外 通勤距離に応じて毎月支給 (最高支給限度額：24,900円)
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の125%～175%の割増単価で支給	
休日勤務手当	休日に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額の135%～175%の割増単価で支給	
夜間勤務手当	正規の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間に割り振られている場合、勤務1時間につき1時間当たり給与額の25%を支給	
管理職手当 (支給月額)	管理又は監督の地位にある職員に支給	事務長：97,000円 次長：75,000円 主幹：61,000円 専門員：46,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が週休日又は休日に勤務した場合	事務長：1回 10,000円 事務次長・主幹：1回 8,500円 専門員：1回 7,000円

(5) 特別職の報酬（平成30年4月1日現在）

管理者	年額78,300円
副管理者	年額78,300円
議長	年額45,000円
副議長	年額45,000円
議員	年額45,000円
参与	年額78,300円
監査委員（識見を有する者）	年額78,300円
監査委員（議会の議員）	日額 2,800円
情報公開審査会委員	日額 7,300円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

開始時間	8時30分	終了時間	17時15分
休憩時間	12時～13時	1週間の勤務時間	38時間45分

(2) 年次有給休暇

1年につき20日付与

(3) 特別休暇

事 由	休暇期間
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のため骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって管理者が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>エ その他管理者が認める活動</p>	一の年において5日の範囲内の期間
職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	管理者が定める期間内における、週休日、休日及び代休日を除く7日の範囲内の連続した期間
8週間（多胎妊娠の場合にあって、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要	1日2回それぞれ30分以

と認められる授乳等を行う場合	内の期間
<p>妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受けるとき 右に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ右に定める回数（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数）につき必要と認められる期間</p>	<p>ア 妊娠23週まで：4週間に1回 イ 妊娠24週から35週まで：2週間に1回 ウ 妊娠36週から出産まで：1週間に1回 エ 産後1年が経過するまで：1回</p>
<p>職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>管理者が定める期間内における2日の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>
<p>職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>
<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話を行うことをいう。）を行う場合で、その勤務をしないことが相当であると認められるとき</p>	<p>一の年において5日（その養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>
<p>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹が、負傷又は疾病により職員の看護を必要とし、職員がその看護ため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>一の年において10日の範囲内の期間（1日又は1時間単位）</p>
<p>職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ連続する7日（葬儀のため遠隔地に赴く場合には、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>
<p>職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後管理者の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は</p>	<p>一の年の7月から9月まで</p>

家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	の期間内における、週休日、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
10月1日において勤続15年、勤続25年及び勤続35年に達した職員で、その日から起算して1年以内の期間に旅行等により心身のリフレッシュを図る場合	勤続15年は週休日、休日及び代休日を除く2日の範囲内の期間、勤続25年及び35年は週休日、休日及び代休日を除く3日の範囲内の期間

(4) その他の休暇制度

休暇の種類	制度の概要
病気休暇	負傷又は疾病のため療養することが必要な場合
介護休暇	職員が配偶者、父、母、子、配偶者の父母その他親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

4 職員の分限及び懲戒処分状況

- (1) 分限処分者（平成30年度） なし
- (2) 懲戒処分者（平成30年度） なし

5 職員のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況 なし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成30年度）

- ① 廃棄物処理施設技術管理者研修 2名
- ② ボイラー実技講習 1名
- ③ クレーン運転実技教習 4名

- ④ 玉掛技能講習 2名
- ⑤ フォークリフト運転技能講習 2名
- ⑥ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 2名
- ⑦ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 1名
- ⑧ ガス溶接技能講習 1名
- ⑨ アーク溶接特別教育講習 1名

(2) 勤務成績の評定の状況

評定の回数	年1回
評定の時期	3月
評定の対象職員	全職員
評定の方法	人事考課制度（業績・能力・態度）

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害の発生状況（平成30年度）

1件

(2) 措置要求の状況（平成30年度）

なし

(3) 不服申立ての状況（平成30年度）

なし